

四日市市告示 第109号

住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を公表する。

令和5年3月23日

四日市市長 森 智広

閲覧日	閲覧申出者		委託者	閲覧目的	対象住民の範囲
	名称	代表者氏名			
R3.5.20 R3.5.25 R3.5.26	防衛省自衛隊三重地方協力本部	本部長 濱岡 清隆		自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため。 (防衛省設置法第4条6号及び自衛隊法第29条1項、同第35条)	四日市市全域 平成15年4月2日から平成16年4月1日までの男女（日本人住民に限る。）及び 平成11年4月2日から平成12年4月1日までの男女（日本人住民に限る。）

(市民生活部市民課)